

伊達市新型コロナウイルス感染症 地域経済対策

新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた市内飲食業を対象に、以下の地域経済対策を実施します。

1 市内で飲食業を営んでいる中小企業・個人事業主への支援

要件

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月または4月の売上高が対前年同月比で30%以上減少している市内で飲食業を営む事業主

(1) 賃貸店舗により飲食業を営んでいる中小企業・個人事業主

- ① 支援内容 家賃補助
- ② 補助額 家賃の1/2 (上限10万円)
- ③ 限度額 3カ月分 (限度額30万円 4～6月分)

(2) 自己所有店舗により飲食業を営んでいる中小企業・個人事業主

- ① 支援内容 事業用固定経費の一部補助
- ② 補助額 5万円を定額補助

※市内で複数店舗を有する事業主は、2店舗まで

2 デリバリー・テークアウト参入への支援

要件

市内で飲食業を行っているもので、3月からデリバリー又はテークアウトを開始した又は開始する予定である事業主

- ① 補助額 補助率 1/2 限度額 10万円
- ② 補助対象経費
 - ・ 弁当容器等
 - ・ 広告費
 - ・ 配送用自動車等借上料
 - ・ システム構築費

上記の申請方法等

- ・ 感染拡大防止の観点から可能な限り郵送申請をお願いします。
- ・ 申請書は、市ホームページ又は伊達市役所（総合支所を含む）、伊達市商工会（各支所を含む）及び保原町商工会の窓口